

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

滋賀県の湖東地域に位置する多賀町は東西 14.5km、南北 17.5km、135.93k m²の総面積を誇り、人口は7,443人（令和5年9月1日時点）を有している。

1,000m級の鈴鹿山系や芹川・犬上川の清流などの自然に恵まれた環境で、杉、檜、松がはぐくまれ、また穀物や、そ菜類の栽培に適している。

多賀町の工業については、工業団地の稼働によって大手企業の立地が進み、湖東地域の活力を生み出しており、地元企業との交流、地元雇用が高められ、地域貢献の分野で大きな成果をもたらしてきた。

とくにびわ湖東部中核工業団地は、関西、中部、北陸経済圏の中間に位置しており、名神高速道路や国道、東海道新幹線や東海道本線などの鉄道によって、東京・大阪・名古屋・福井・京都といった主要都市からのアクセスに優れており、多賀町ならではの豊かな自然、好立地といった環境面で優良企業からの注目を集め、各企業の主力生産拠点として、次代に向けた産業空間を形成している。

しかしながら、町内事業所の9割以上が中小企業者であり、こうした事業所の多くは設備等の更新が進んでいない状態で、人口構造についても、生産年齢人口は横ばいだが高齢者人口の割合は年々高くなっており、少子高齢化が進み、労働力人口や国内需要が減少するなど、町内の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しいものがある。

このような中で、中小企業者・小規模企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にして行くことは喫緊の課題である。

そこで多賀町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

(2) 目標

多賀町では、中小企業・小規模企業は、就業機会の提供や地域住民の生活向上、また新たな産業の創出など、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在であり、多賀町における経済の発展に果たす役割の重要性を鑑み、平成29年度に多賀町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定した。

この条例の目的でもある、中小企業・小規模企業の成長発展およびその事業の持続的発展を図るため、2年間の導入促進基本計画期間内で6件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

多賀町では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に

定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため多賀町全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年10月2日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体および商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会勢力との関係が認められる中小企業については対象としない。

(3) 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。